

福山市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 資料

[子ども・子育て支援新制度]

保健福祉局児童部

2013年(平成25年)9月26日

子ども・子育て支援新制度の概要

- 認定こども園制度の改善
- 認定こども園，幼稚園，保育所を通じた共通の給付等の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実



より子どもを生み、
育てやすく

○ 幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ・ 幼稚園と保育所の良さをあわせもつ施設（幼保連携型認定こども園）の改善，普及の促進
- ・ 小学校就学前の子どもに対する学校教育や保育の給付を共通に

○ 待機児童対策を強力に推進

- ・ 認定こども園等のほか，小規模保育，保育ママなど多様な保育の充実により，質を保ちながら，保育を量的に拡大



○ 大都市部以外でも地域の保育を支援

- ・ 子どもの数が減少傾向にある地域でも，認定こども園等のほか，保育ママなどの小規模な保育の活用などにより，子どもに必要な保育を提供（地域型保育給付の創設）

○ 家庭・地域の子育て支援を充実

- ・ 市町村が地域の声を聞きながら，子育ての相談や親子が交流する場，一時的に預かってもらえる場を増やすなど，子育て支援を充実



福山市の子育て支援（新制度関係）

〔児童部所管〕

児童福祉施設・認定こども園・認可外保育施設

- ・ 保育所 [公立] 59所 [私立] 58所
- ・ 幼保連携型認定こども園 [私立] 1所
- ・ 事業所内保育施設
- ・ 院内託児所
- ・ ベビーホテル 等

概要：P. 23

概要：P. 5. 24

地域子育て支援拠点事業

- ・ ふくやま子育て応援センター「キッズコム」
- ・ 公立保育所 9か所
- ・ 私立保育所 20か所

概要：P. 14

ファミリー・サポート・センター事業

ふくやま子育て応援センター「キッズコム」内

概要：P. 20

協力会員 209人 依頼会員 620人 両方会員 96人

子育て短期支援事業（児童福祉法第6条の3第3項）

[短期入所生活援助（ショートステイ）事業]

概要：P. 25

[夜間養護等（トワイライトステイ）事業]

- ・ 福山乳児院 対象年齢：0～2歳 定員：30人
- ・ こぶしヶ丘学園 対象年齢：3～18歳 定員：60人

病児・病後児保育事業

- ・ 橘高クリニック
 - ・ いぶき小児科
 - ・ 福山市民病院
- 対象児童：0歳～小学校3年生
定員：各4人

概要：P. 18

保育所・認定こども園における主な事業

・一時預かり事業	[公立] 全所	[私立] 54所	概要 : P. 13
・障がい児保育事業	[公立] 全所	[私立] 全所	概要 : P. 15
・休日保育事業	[公立] 1所	[私立] 6所	概要 : P. 16
・夜間保育事業		[私立] 2所	概要 : P. 16
・延長保育事業	[公立] 全所	[私立] 全所	概要 : P. 17

児童手当

概要 : P. 30

[保健部所管]

乳児家庭全戸訪問事業 [こんにちは赤ちゃん訪問事業] 概要 : P. 26

養育支援訪問事業 [育児支援家庭訪問事業] 概要 : P. 27

妊婦健診 [妊婦健康診査] ガイド : P. 3

[教育委員会事務局所管]

幼稚園

・市立幼稚園 16園

ガイド：P.27

市立幼稚園における事業

・預かり保育事業 ・未就園児の会

ガイド：P.27

放課後児童健全育成事業

・放課後児童クラブ 75か所

ガイド：P.32

[広島県所管]

幼稚園

・私立幼稚園 23園

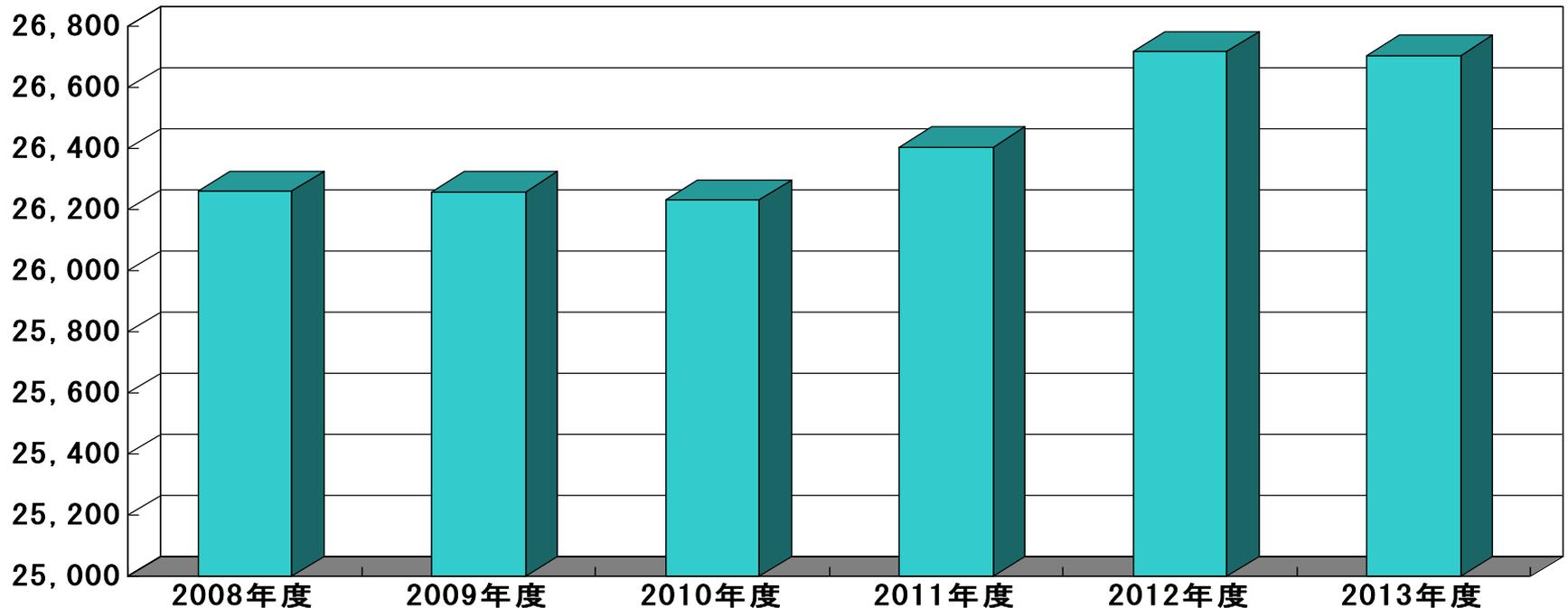
ガイド：P.28

就学前児童数の推移

各年度4月1日現在

(単位：人)

2008年度 平成20年度	2009年度 平成21年度	2010年度 平成22年度	2011年度 平成23年度	2012年度 平成24年度	2013年度 平成25年度
26,262	26,260	26,232	26,406	26,719	26,707



保育所・幼稚園 利用状況

保育所：各年度4月1日現在 幼稚園：各年度5月1日現在 (単位：人)

区分	2008年度 平成20年度	2009年度 平成21年度	2010年度 平成22年度	2011年度 平成23年度	2012年度 平成24年度	2013年度 平成25年度
保育所	10,827	11,054	11,212	11,433	11,870	12,020
幼稚園	4,705	4,568	4,523	4,546	4,734	4,682
合計	15,532	15,622	15,735	15,979	16,604	16,702

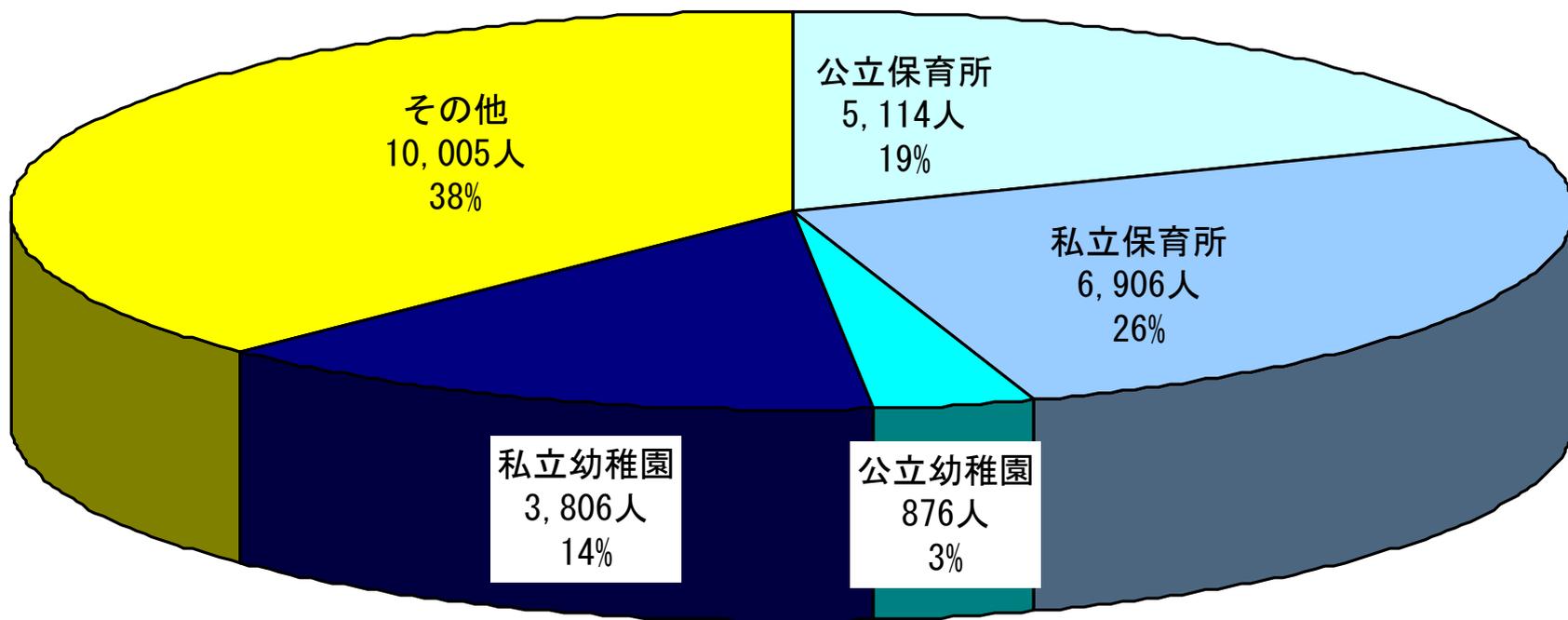
保育所内訳 (単位：人)

公立	5,078	5,149	5,046	4,941	5,089	5,114
私立	5,749	5,905	6,166	6,492	6,781	6,906

幼稚園内訳 (単位：人)

公立	910	915	832	829	910	876
私立	3,795	3,653	3,691	3,717	3,824	3,806

2013年度利用状況 [利用者割合／就学前児童]



これまでの取組

福山市次世代育成支援対策推進行動計画

ふくやま子育て夢プラン

2005年度（平成17年度）策定

別冊：概要版

基本理念

「みんなで創る 子育て NO.1 ONLY 1 のまち ふくやま」

基本方針

- ・ 安心できる母子保健の推進
- ・ 子育て家庭に対する支援の充実
- ・ 次代を担う世代の育成
- ・ 援助を必要とする子育て家庭への支援
- ・ 子育て家庭にやさしい安全・安心な生活環境の整備

[就学前施設の再整備]

公立保育所及び公立幼稚園の再整備を計画的に実施

子育てをめぐる現状と課題について

- 急速な少子化の進行（平成23年合計特殊出生率 1.39）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
(日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%)
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分



質の高い幼児期の学校教育，
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保，
教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の
充実

幼児期の学校教育・保育，地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

○基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定，給付・事業を実施
- ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○社会全体による費用負担

- ・消費税率の引き上げによる，国及び地方の恒久財源の確保を前提
（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには，消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

○政府の推進体制

- ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

○子ども・子育て会議の設置

- ・国に有識者，地方公共団体，事業主代表・労働者代表，子育て当事者，子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が，子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務
⇒福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会がこれを担う。



子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

■ 施設型給付

・認定こども園，幼稚園，保育所を通じた共通の給付

※私立保育所については，現行どおり，市町村が保育所に委託費を支払い，利用者負担の徴収も市町村が行うものとする。

■ 地域型保育給付

・小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育

※施設型給付・地域型保育給付は，早朝・夜間・休日保育にも対応

■ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

■ 利用者支援

■ 地域子育て支援拠点事業

■ 一時預かり事業

■ 乳児家庭全戸訪問事業

■ 延長保育事業

■ 病児・病後児保育事業

■ 放課後児童クラブ

■ 妊婦健診 等

※出産・育児に係る休業に伴う給付（仮称）→ 将来の検討課題

子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供（イメージ）

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用せず家庭で子育て
を行う家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育+保育+放課後
児童クラブ+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育てのニーズ)
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用せず家庭で子育て
を行う家庭
(子ども・子育てのニーズ)
子育て支援

需要の調査・把握

市町村子ども・子育て支援事業計画

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園
幼稚園
保育所
= 施設型給付の対象 ※

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者
= 地域型保育給付の対象 ※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業

※対象事業の範囲は法定

- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業 等

- ・ 延長保育事業
- ・ 病児・病後児保育事業

- ・ 放課後児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

子ども・子育て支援法

～ 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援のための仕組み ～

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

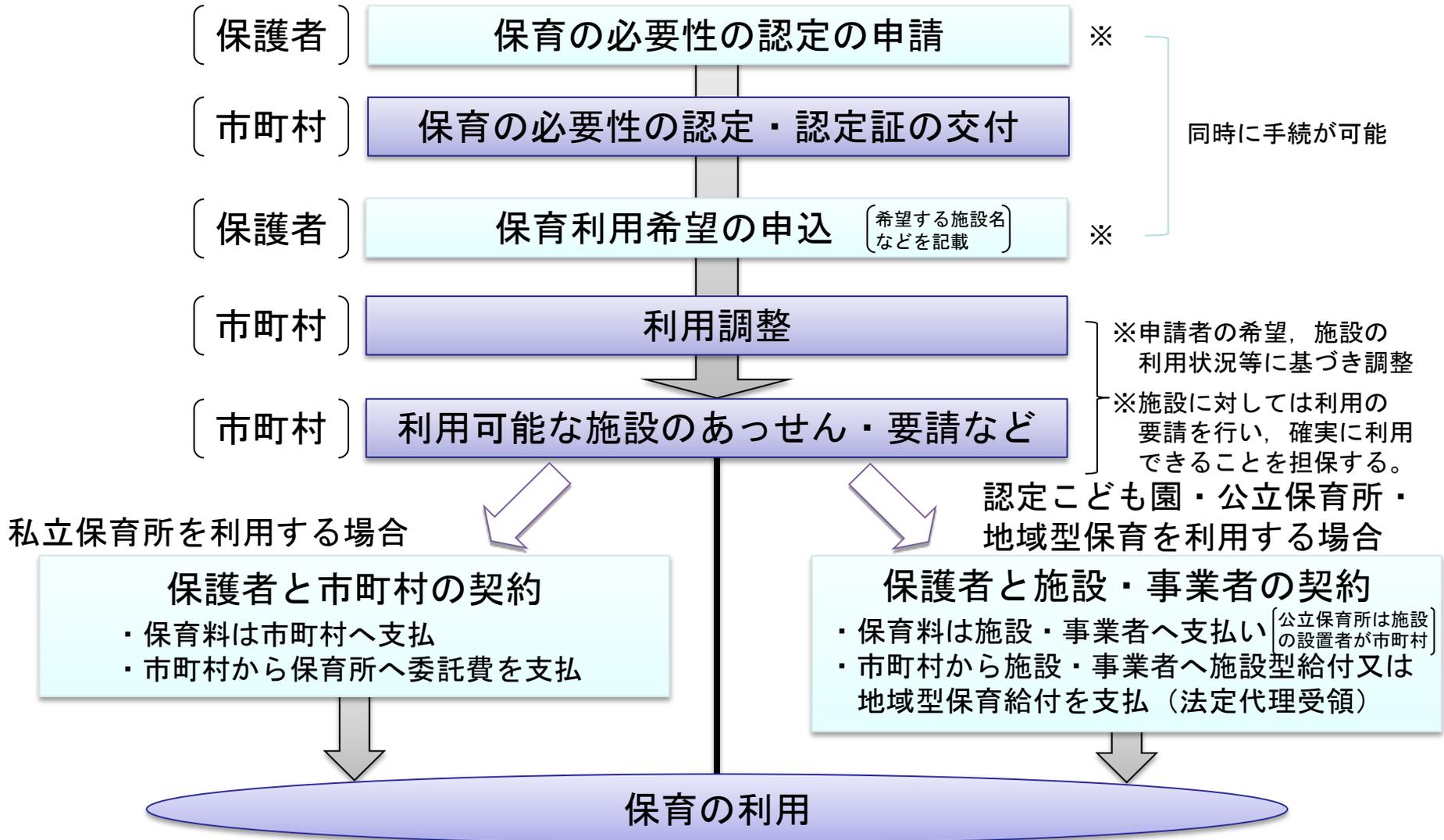
※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育

保育を必要とする子どもに係る利用手順

- 当面の間、保育を必要とする子ども（2号・3号認定）の全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



基本指針の概要

○国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（基本指針）を策定（子ども・子育て支援法第60条）

○基本指針に基づいて、市町村・都道府県は子ども・子育て支援事業計画等を作成

（基本指針の主なポイント）

◎子ども・子育て支援の意義

- ・「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- ・障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- ・子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- ・乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要
- ・子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要
- ・社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要

◎子ども・子育て支援事業計画の作成指針

すべての市町村・都道府県が作成する事業計画の記載事項（計画期間 5年間）

○市町村計画

<量の見込み>

- ・市町村は、当該市町村に居住する子ども及びその保護者の「現在の利用状況」及び「利用希望把握調査（ニーズ調査）」等により把握する「利用希望」を踏まえ、各年度における教育・保育提供区域ごとの「量の見込み（必要利用定員総数）」を設定

<確保方策>

- ・教育・保育提供区域ごとに設定した「量の見込み」に対応するよう、「施設・事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定
- ・市町村は、「待機児童解消加速化プラン」（平成25年4月19日内閣総理大臣公表）の目標年次である平成29年度末までに、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

<その他>

- ・認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）を記載
- ・0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要である旨を記載
- ・児童虐待防止対策、ひとり親家庭の自立支援策、障害児施策等、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載
- ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しに関する施策を記載

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント —「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

<量の見込み>

- ・ 幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を記載
→住民の利用希望の把握が前提（子ども・子育て支援法第61条第4項）

<確保の内容・実施時期>

- ・ 幼児期の学校教育・保育について、施設（認定こども園，幼稚園，保育所），地域型保育事業による確保の状況を記載
- ・ 量の見込みとの差がある場合には，施設・地域型保育事業の整備が必要
（例）平成27年度に地域型保育事業（50人分）を整備，平成28年度に施設（100人分）を整備
- ・ 地域子ども・子育て支援事業についても同様に，確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には，事業の整備が必要

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳)<2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳)<3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設（認定こども園，幼稚園）で確保
- 施設（認定こども園，保育所）で確保
- 施設（認定こども園，保育所），地域型保育事業で確保

不足がある
場合は整備

※上記のほか，人口減少地域などでは，上記以外の事業による確保も可能
例）「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援，地域子育て支援拠点事業，一時預かり事業，乳児家庭全戸訪問事業，ファミリーサポートセンター事業，延長保育事業，病児保育事業，放課後児童健全育成事業等（13事業）

量の見込み

確保の内容，実施時期

不足がある場合は整備

（○年度に○人分）

○認定こども園の普及，幼児期の学校教育・保育，地域の子育て支援の推進方策に係る事項

○産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

本格施行までの現時点での想定イメージ（平成27年度施行を想定）

→ 国で実施 → 自治体で実施

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
主な動き (想定)			4月 消費税8%引き上げ(注1) 保育緊急確保事業実施	本格施行(注2) 10月 消費税10%に引き上げ(注1)
基本指針・事業計画		会議等での検討 市町村・都道府県事業計画の検討		
認可基準（幼保連携型認定こども園） ・確認基準		会議等での検討	条例の検討	認可・確認事務
保育の必要性の 認定基準		会議等での検討		認定事務
公定価格	実態調査	実態調査, 会議等での検討	骨格の提示 利用者負担の設定	
市町村事業		会議等での検討	条例(注3)の検討	届出受理・事業実施準備
幼保連携型認定こども園 保育要領(仮称)		関係審議会等での検討	ガイドライン等の策定	認定こども園職員に対する研修等
保育緊急確保事業		対象事業, 要綱等の検討 保育計画の改定(特定市町村)	保育緊急確保事業の実施	
実施体制	子ども・子育て支援新制度施行準備室(内閣府)	自治体において準備組織を設置		子ども・子育て本部(内閣府) 一元の実施体制を整備

子ども・子育て会議設置
地方版も順次設置

(注1) 消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。
 (注2) 本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討
 (注3) 地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

地方版子ども・子育て会議

[根拠] 子ども・子育て支援法第77条【努力義務】

[機能] ○特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する意見聴取

(法第31条第2項, 法第77条第1項第1号)

○特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する意見聴取

(法第43条第3項, 法第77条第1項第2号)

○市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更時の意見聴取

(法第61条第7項, 法第77条第1項第3号)

○市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ
計画的な推進に関し, 必要な事項及び当該施策の実施状況の調

査審議 (法第77条第1項第4号)

☆上記事務を処理するに当たっては, 地域の子ども及び子育て家庭の
実情を十分に踏まえなければならない。 (法第77条第2項)

